## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	<ul><li>○ 知事</li></ul>	市区町村長等	
2. 都道府県名	福岡県		
3. 市区町村名	古賀市		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/jinji/023.php		

執行機関名 古賀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号)による 医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		古質市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第36号)別表第1 第2の項 古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号)第1条
	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		古質中ひとり親家庭等医療費の文紹に関する条例(昭和58年条例第11号) 古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和63年規則第20 号)